平成１８年（フ）第１５８号
三重県伊賀市上野愛宕町3108番地
破産者　中森　正一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２３０号
青森県弘前市大字富田２丁目９番地４
破産者　成田　公彦
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４号
山形県酒田市漆曽根字腰廻237番地
破産者　伊藤鐵太郎
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１７８号
富山県滑川市有金697番地２号
破産者　開田　政則
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１１９号
京都市北区西賀茂大栗町11パレス西賀茂402号、開始決定時の住所大津市松が丘２丁目３番５号、開始決定時の住民票上の住所愛知郡愛荘町愛知川797番地１
破産者　松林　愛彦
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（フ）第６５４３号
大阪府東大阪市上石切町２丁目1426番地の16朝日プラザ生駒西１番館―303号
破産者　宮﨑あゆみ
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７３８０号
堺市南区高倉台２丁29―１、開始決定時の住所奈良市あやめ池南４丁目４番２号
破産者　串浦　信一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７３８１号
堺市南区高倉台２丁29―１、開始決定時の住所奈良市あやめ池南４丁目４番２号
破産者　串浦　早苗
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８号
大阪府摂津市別府２丁目17番７号
破産者　高山明吉こと　崔　　明吉
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９９３号
大阪府豊能郡能勢町森上173番地の１　日の丸マンション104号
破産者　山本　昭造
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４９７号
大阪市住吉区苅田５丁目11番14―307号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目10番７―203号
破産者　庸田　永次
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８９０号
堺市西区上野芝町３丁６―54、住民票上の住所大阪府和泉市弥生町３丁目14番15号
破産者　野村　俊人
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０６９号
堺市堺区山本町５丁105番地
破産者　宮平　良春
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３０号
大阪府羽曳野市壺井１番地の１―208、開始決定時の住所大阪府羽曳野市通法寺101番地の４
破産者　関沢　浩二
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４３号
大阪府富田林市寿町２丁目４番24号207、前住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―212号
破産者　金尾　一博
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４９号
広島市中区鶴見町７番10―903号、申立時の住所広島市安佐南区大町東１丁目９番33―1005号
破産者　臼井　秀夫
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部